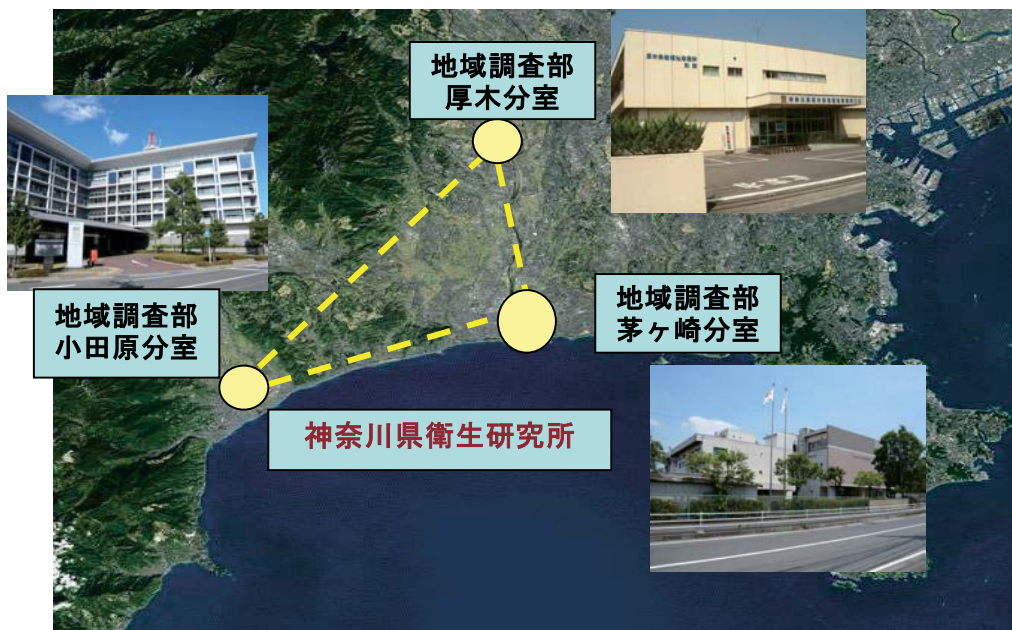


暮らしの安心・安全に向けた試験検査

～ 地域調査部の試験検査の取り組み ～

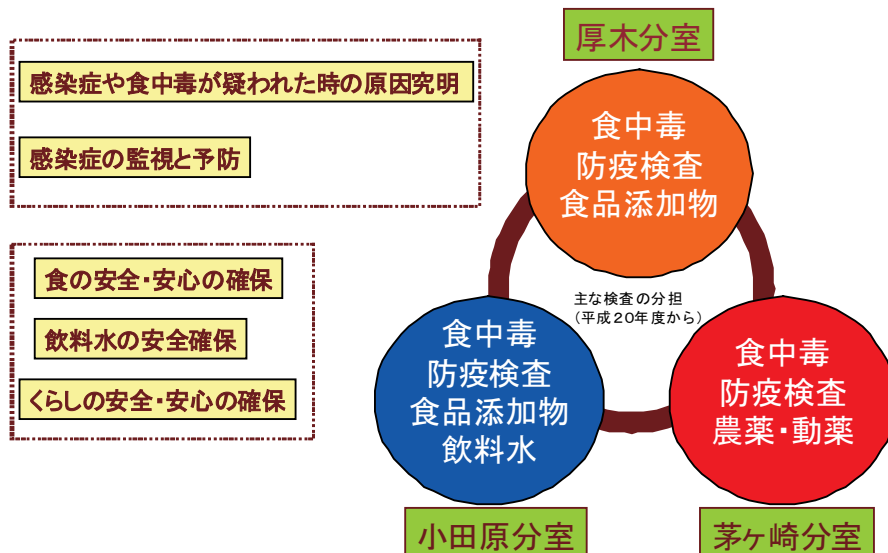
衛生研究所では、県民の安心・安全な暮らしに向けた調査研究を行うとともに、小田原、茅ヶ崎、厚木の3保健福祉事務所に分室を設け、感染症や食中毒の原因究明や感染症の予防、食品・飲料水等の安全を確保するための試験検査に取り組んでいます。

これらの試験検査は、主に保健福祉事務所の計画に基づき行いますが、県民のみなさんや事業者等からの依頼に基づく試験検査も行っており、平成19年度には、年間約34000件にも及んでいます。



地域調査部の主な業務(試験検査)

検査法や規格基準が定まっている検査を実施



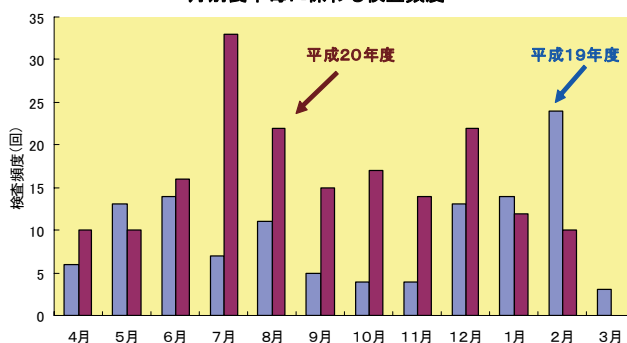
細菌性食中毒の原因究明に向けた検査の実施

食中毒には、医師からの届け出によるもの、喫食者からの申し出によるもの及び事業者が申し出るものがあり、いずれも保健福祉事務所が検体を収集し、衛生研究所はそれらの原因究明のための細菌検査を行っております。平成19年度は、小田原分室で20件、茅ヶ崎分室で61件、厚木分室で41件と計122件の事件が発生し、患者、原因施設従事者等及び食品や水等の検査検体からの原因究明を行いました。三分室あわせて1,495検体の検査を実施し、定められた食中毒菌について23,305項目の検査を実施しました。

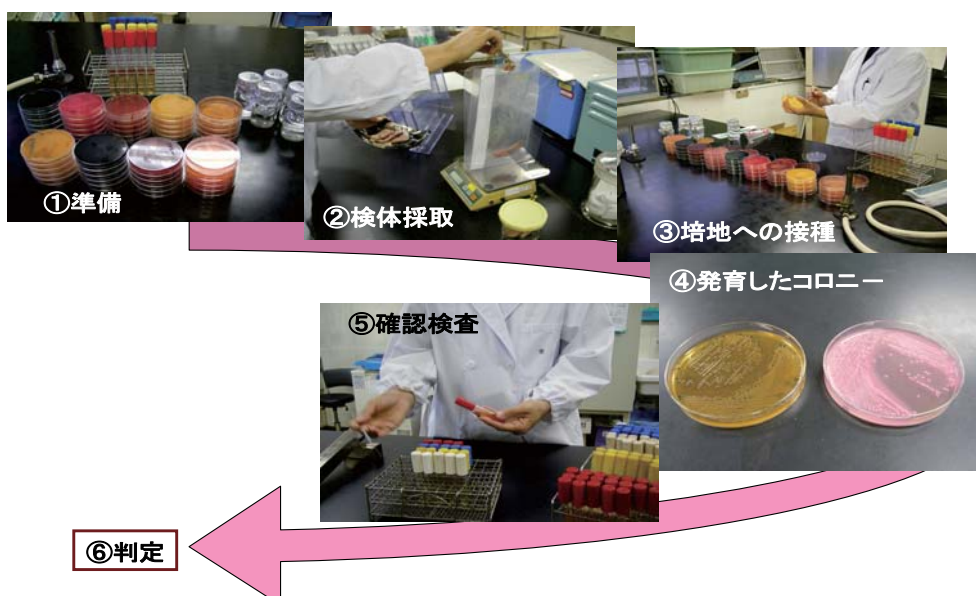
食中毒検査状況

	小田原分室			茅ヶ崎分室			厚木分室			合計		
	事件数	検体数	項目数	事件数	検体数	項目数	事件数	検体数	項目数	事件数	検体数	項目数
平成19年度	20	386	6,265	61	648	9,322	41	461	7,718	122	1,495	23,305
平成20年度 (10月末現在)	10	151	2,408	43	205	3,358	35	211	3,587	88	567	9353
前年比(%)										72	38	40

月別食中毒に係わる検査頻度



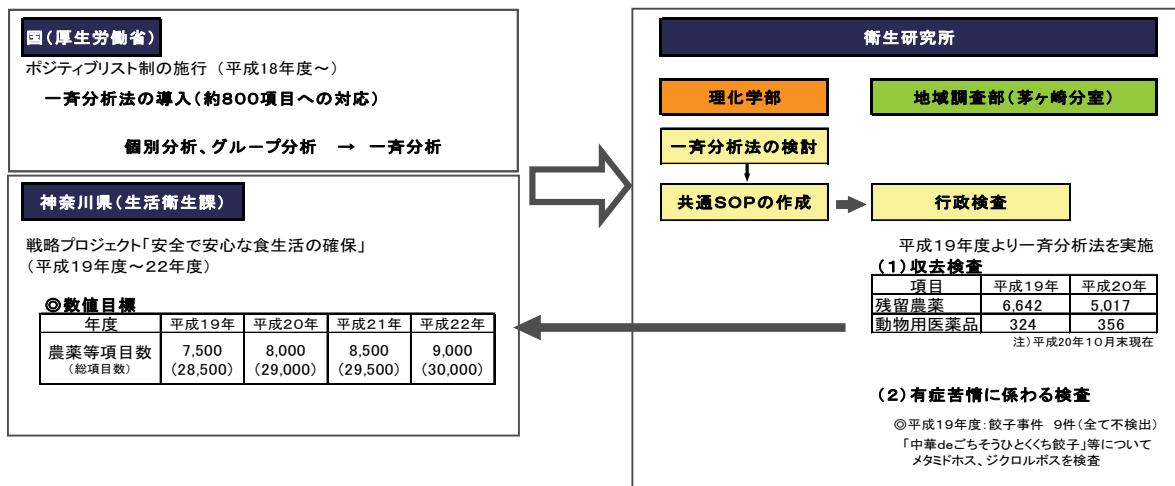
食中毒検査の実施例



農薬分析における行政検査の実施

食生活が豊かになる一方で、中国製ギョウザ事件など食の安全を脅かす問題があとを絶ちません。平成18年度からポジティブリスト制が導入され、すべての食品は一定量以上の農薬等が残留してはならないと規定されました。県では、これを受けて平成22年度までに9,000項目の検査を行う方向で、試験検査の充実に取り組んでいます。

国のポジティブリスト制の施行を受け、多種類の農薬を同時に分析する一斉分析法の検討を理化学部が実施するのと並行して、「安全で安心な食生活の確保」に向けた神奈川県戦略プロジェクトの中での農薬検査の数値目標を達成するために地域調査部では農薬検査に取り組んでいます。



残留農薬検査の実施例



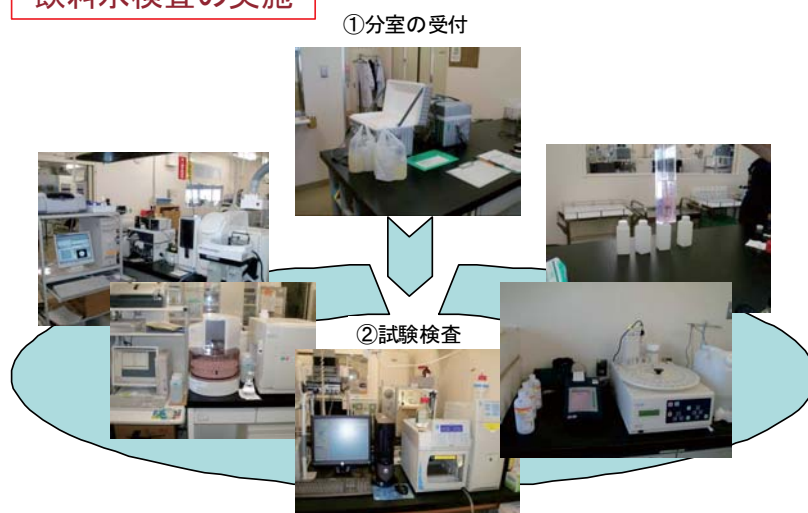
水の安全を確保する検査の実施

くらしの安全への取り組みとして、水質基準に関する厚生労働省令（平成15年度）に基づき、飲用井戸、簡易水道等の飲料水の検査（簡易項目13項目の検査）を行っています。平成19年度は約1400件の飲料水の検査を行いました。

また、学校、施設などのプール水の検査、海水浴場などの安全のための検査等も行っています。

一方、近年レジオネラ属菌に汚染された浴槽水や冷却塔水を原因とするレジオネラ肺炎の発生が各地で報告されていますが、これらレジオネラ症の感染源となる浴槽水、空調の冷却塔水等についてレジオネラ属菌の検査も実施しています。

飲料水検査の実施



衛生研究所では、日頃から県民の食の安全・安心、くらしの安全・安心を確保するため保健福祉事務所と緊密に連携をとりながら、検査を行っています。また、ギョウザ事件等の際には24時間体制で緊急検査を実施し、県民のみなさんの期待に応えられるような危機管理体制で臨んでいます。

（地域調査部 伊藤伸一）



衛研ニュース No.131 平成21年3月発行
発行所 神奈川県衛生研究所（企画情報部）
〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋1-3-1
電話 (0467)83-4400 FAX (0467)83-4457
<http://www.eiken.pref.kanagawa.jp>

再生紙を使用しています。